

## 工事請負契約における随意契約の的確な運用について

鉄業契第69号

平成15年10月1日

鉄道建設本部本社内各長 殿

鉄道建設本部各地方機関の長 殿

理 事 長

### 工事請負契約における随意契約の的確な運用について（通達）

工事の請負契約における随意契約の的確な運用を図るため、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下「中央公契連」という。）のモデルに準拠し、工事請負契約における随意契約のガイドラインを別紙のとおり作成したので、下記事項に十分に留意し、的確な運用を図られたい。

なお、工事請負契約における随意契約の的確な運用について（昭和60年7月30日付け経会第189号・計調第26号依命通達）は、平成15年9月30日限り廃止する。

### 記

- 1 このガイドラインは、契約方式決定の参考に資するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号。以下「契約事務規程」という。）第38条第1号から第3号までの対象となる可能性のある主な工事の態様を例示したものであること。従って、随意契約方式を適用することができる工事は、このガイドラインに例示したものに限定される趣旨のものではなく、またこの項目に該当するものは、直ちに随意契約方式を適用すべきものとする趣旨でもないこと。
- 2 契約方式は、契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の発注工事ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断し、決定するものとし、随意契約によることとした場合は、その理由を十分整理しておくこと。

工事請負契約における随意契約のガイドライン

1 契約の性質又は目的が競争を許さない場合

エ その他特定の者以外では契約の目的を達することができない場合において、その者と契約を締結するとき。

( 契約事務規程第 38 条第 1 号エ )

(1) 特殊な技術、機器または設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合

ア 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事

イ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増築等の工事

(2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、または現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある工事

ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事

イ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改造、修理等の工事

2 災害応急復旧等緊急を要する場合で、競争契約に付することができないとき。

( 契約事務規程第 38 条第 2 号 )

ア 法面崩壊、トンネル埋没等の災害に伴う応急工事

イ 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事

ウ 災害の未然防止のための応急工事

3 競争契約に付することが不利と認められる場合

ア 現に履行中の工事の請負に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。

( 契約事務規程第 38 条第 3 号ア )

- (1) 現に履行中の工事の請負業者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
  - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
  - イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
  - ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として、完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
  - イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- (3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合
  - ア 道路工事等と立体交差する鉄道工事の当該交錯箇所での工事
  - イ 他の発注者の発注にかかる工事と一部重複、錯綜する工事

4 競争契約に付することが不利と認められる場合

- オ 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき。  
（契約事務規程第 38 条第 3 号オ）

- (1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合
- (2) 特定の施工者が開発し、または導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合